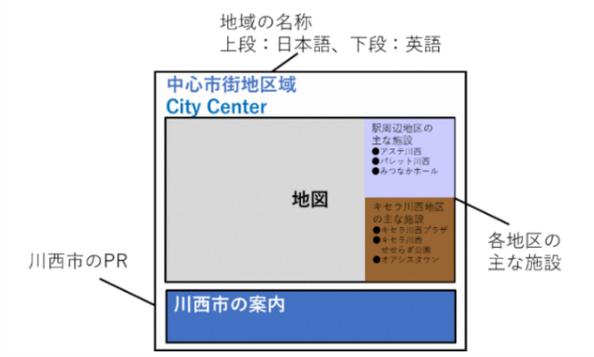
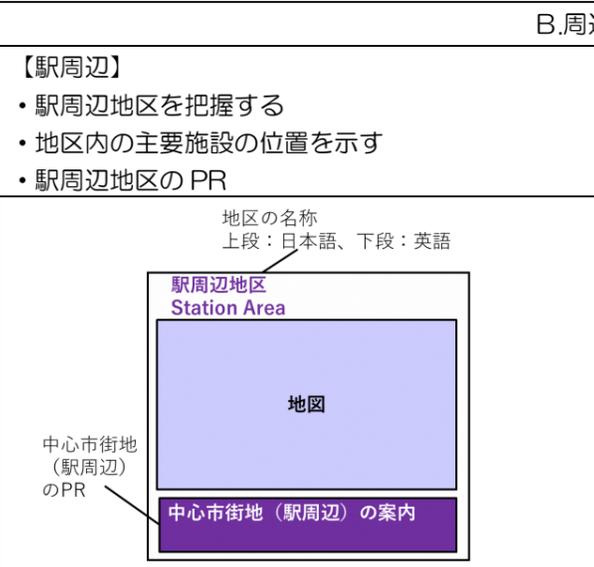
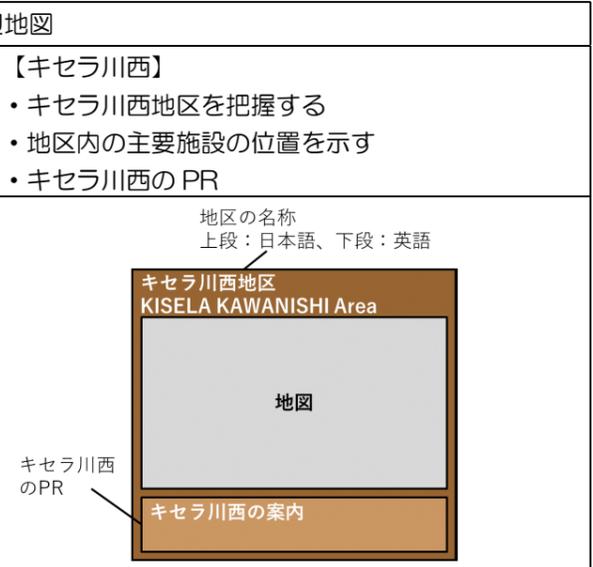
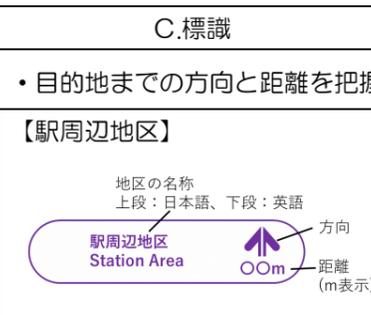
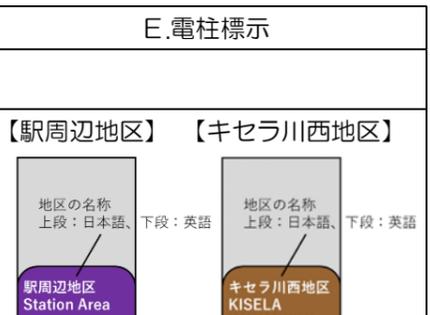
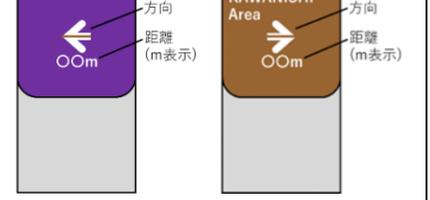


項目		詳細	方向性 (赤字は未決定事項)	交通部会における推奨サイン案		
目的	考え方	済	<p>キセラ川西せせらぎ公園を中心とした、キセラ川西地区を含む中心市街地活性化基本計画区域（以降、中活区域）での回遊性の向上を目的としてサイン計画を策定する。</p> <p>回遊性の向上を達成するために、駅周辺地区とキセラ川西地区の両地区間と、各交通結節点（駅、バス停）から両地区への誘導を考えていく。</p> <p>駅周辺からキセラ川西地区を回遊するルートを対象として、観光サインは対象としない。</p> <p>現況サインの撤去や更新については交通部会の中では議論しない。</p>	<p>■全体サイン</p> <p>A.全体地図</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地全体を把握する 駅周辺地区とキセラ川西地区の範囲を示す 各地区における主要施設の位置を示す 川西市のPR 		
	他地域反映	済	<p>今後、この中活区域でのサイン計画の考え方（対象者、案内方法デザイン、配置など）をモデルケースとして、市内他地域に反映していくことを目指す。</p>	<p>■文字(大きさ・書体)：共通</p> <p>※道路標識令、道路の移動円滑化整備ガイドラインに沿った大きさ、書体とする。</p> <p>推奨案</p> <p>地図案内(全体サイン・周辺サイン) 標示面高さ：板中心を125cm 書体：角ゴシック 文字サイズ：9mm</p> <p>経路案内(標識) 標示面高さ：180cmを標準 書体：角ゴシック 文字サイズ：10cm(英語5cm)</p>		
対象者 対象施設	対象者	済	<p>地区外からの来訪者（歩行者）を対象とする。</p> <p>外国人も対象とするが、英語のみと固定せずに、多様化（日英中韓など）が選択可能なようにする。</p>	<p>■周辺サイン</p> <p>B.周辺地図</p>		
	案内施設		<p>まちあるきの際に経路上で目標となる施設・建物を確認する。</p> <p>その他、地区内の主要な施設を表記する。(建物の中にある施設までは記載しない)</p>	<p>【駅周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺地区を把握する 地区内の主要施設の位置を示す 駅周辺地区のPR 	<p>【キセラ川西】</p> <ul style="list-style-type: none"> キセラ川西地区を把握する 地区内の主要施設の位置を示す キセラ川西のPR 	
案内地区	済	<p>中心市街地活性化区域内を基本とする。</p> <p>区域に隣接する勝福寺古墳等は、周辺地図や経路上に観光サインを別途検討して対応する。</p>	<p>■経路サイン</p> <p>C.標識 D.路面標示 E.電柱標示</p> <p>・目的地までの方向と距離を把握する</p>			
サイン板面 (デザイン)	案内階層	済	<p>面的案内(全体地図・詳細地図)と線的案内(方向・矢印)を組み合わせ誘導する。</p> <p>(例：川西能勢口駅からキセラ川西プラザへの誘導)</p> <p>川西能勢口駅の全体地図→道中の標識、路面標示など→キセラ川西地区の地区詳細図→地区内道中の標識、路面標示など→キセラ川西プラザ(※川西能勢口駅への往復も考慮)</p>	<p>【駅周辺地区】</p> 	<p>【駅周辺地区】</p> 	<p>【駅周辺地区】 【キセラ川西地区】</p> 
	方角・距離	済	<p>施工時に方角・距離を定める。</p> <p>矢印は案内する方向を示し、往復を考慮して各方向に向けたサインを設置する。</p>	<p>【キセラ川西地区】</p> 		
	色		<p>施工時に決定するが、参考として地区ごとにベース色を設定する。</p> <p>【参考】駅周辺：りんどう色、キセラ川西：茶色 などのイメージカラーの候補を考えます。</p>	<p>【キセラ川西地区】</p> 		
	文字 (大きさ・書体)	済	<p>道路標識令、道路の移動円滑化整備ガイドラインに沿った大きさ、書体とする。</p>	<p>【キセラ川西地区】</p> 		
	言語	済	<p>サインを設ける地域に合わせて、複数言語（日英中韓）から選択できるものとする。</p> <p>中心市街地活性化区域では日本語、英語の2表記を基本とする。</p>	<p>【図：サインの種類 ※色などのデザイン構成は施工時に決めます】</p>		
ピクトグラム			<p>施設への案内ではなく、駅周辺地区やキセラ川西地区への誘導のためピクトグラムは作成しない。</p> <p>ただし、キセラ川西地区等でイメージできるロゴ等  が作成されている場合は活用する。</p>			
	レイアウト		<p>案内する地区名は、上段：日本語、下段：英語とする。</p> <p>地図案内(全体サイン・周辺サイン)の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区名、主要な施設(目印となる施設)、その他の情報(PRなど) <p>経路サインの構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 方角、距離、案内する地区名 <p>地図案内・経路サインともに、詳細(方角や距離)は施工時に現場条件に合わせて調整する。</p>			
配置	設置位置	済	<p>まちあるき結果を参考にし、詳細は施工時に現場条件に合わせて調整する。</p>			

サイン計画検討一覧表

道路の移動等円滑化整備ガイドライン（抜粋）

【地図情報】

●地図情報の考え方

地図の表示は、より見やすく、わかりやすくするため、シンプルで、道路網が把握しやすいものとする必要があるため、下記の考え方に配慮したものとする。

1. よく見えること（コントラストが明確）

表示された情報が、誰にでも見やすいよう配慮する。

2. 理解しやすいこと

必要な情報が探しやすいよう配慮する。

3. 役に立つこと

必要としている情報が表示されており、目的施設や目標地点への経路が把握できるよう配慮する。

●地図情報の内容

情報内容については、道路、歩道、交差点名等の一般的な情報だけでなく、エレベーター等のバリアフリー施設や移動等円滑化された経路情報も提供するものとする。

なお、情報内容（一般的な情報及びバリアフリー情報）は適切に更新されることが望ましい。

1) 一般的な情報

○地図に記載する情報は、地形・地盤、道路、歩道、立体横断施設並びに歩行経路の目標となる信号機、交差点名、番地の情報等を記載することが望ましい。

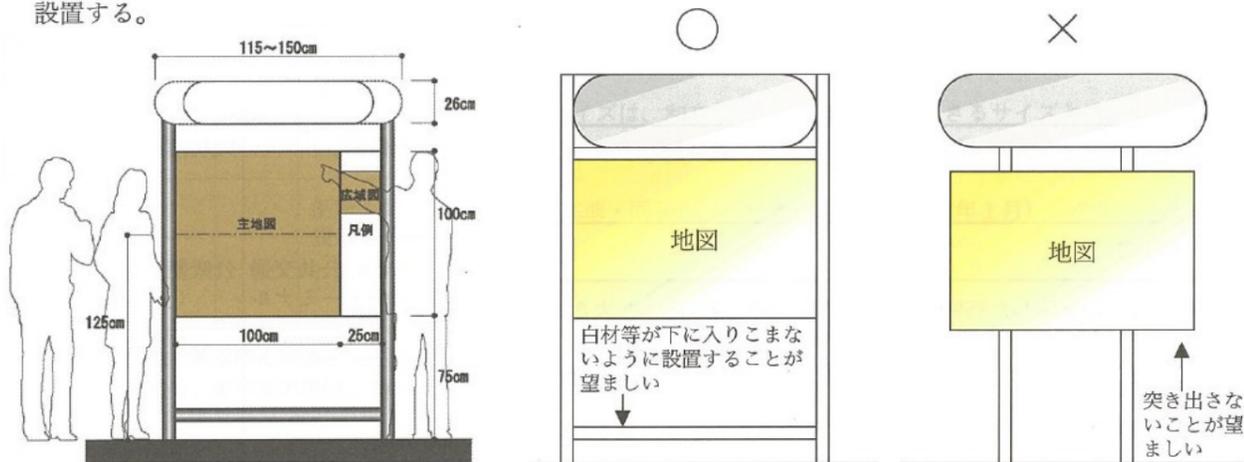
○また、地図に記載する施設は、国土地理院の地形図の基準をもとに、地図を設置する地域内で情報量や見やすさを考慮し選択することが望ましい。

○地図を設置する114-B標識で案内されている施設は、地図に表示するものとする。当該施設が、地図の表示範囲外の場合は、「至」、「→」表記を行うことが望ましい。

●地図案内板の掲示高さ

掲示高さは、歩行者及び車いす使用者が共通して見やすい高さとする。

アンケート調査結果等から車いす使用者の地図上部の見やすさに配慮し、125cmに板中心を設置する。



また、案内標示板を支える支柱は、視覚障害者の地図への衝突を防止するため、地図や標識板の両端に設置することが望ましい。

●地図・文字のデザイン

1) デザイン

地図は、シンプルなデザインとし、複数設置する場合は、統一的なデザインとすることが望ましい。

2) 文字の書体・サイズ

○文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択するものとする。

✓ ○書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることがなお望ましい。地図は、シンプルなデザインとし、複数設置する場合は、統一的なデザインとすることが望ましい。

○主要な名称には、ローマ字又は英語を併記するものとする。

○ローマ字を併記する場合、固有名称はヘボン式ローマ字を、普通名称は英語を表記するものとする。

○ローマ字のサイズは、和文文字と同程度に判読できるサイズとするものとする。

標準文字サイズ

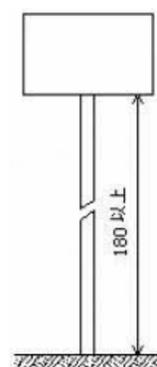
表示施設	ピクトグラム	和文	英文
凡例部	24.0mm	10.5mm	8.0mm
県名、市名、郡名、区名等（図中に境界があった場合）	—	18.0mm	14.0mm
案内所、情報コーナー、県庁、市役所、区役所、博物館、美術館、ホール等	21.0mm	<u>9.0mm</u>	7.0mm
郵便局、交番、病院、デパート、ホテル、埠頭、踏切等 町名*、丁目*	16.5mm	7.0mm	5.5mm
番地*	—	—	5.0mm
橋梁名、交差点名、歩道橋名、バス停名、広域図の情報	12.0mm	5.0mm	4.0mm

※濃鼠色表示とする

【経路情報】

●案内標示板の提示位置

標示板の高さ	標示板の設置高さ（路面から標示板の下端までの高さ）は、 <u>1.8m</u> を標準とする。なお、著名地点を表示する案内標識については、歩行者等の通行を妨げるおそれのない場合、必要に応じて標示板の設置高さを1.0mまで低くすることができる。
支柱の設置位置	歩道を有する道路において歩道等に標識を設置する場合は、原則で歩車道境界と標識間を25cm以上離すものとする。



●文字サイズ等

寸法の詳細については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴う道路標識の取扱いについて」を準用する。



【「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」による道路の通称名】